

第3章 遺留分

第1節 遺留分の額・遺留分侵害額

1 遺留分の意味

遺留分とは、一定範囲の相続人に認められた、遺言や生前贈与で奪うことのできない最小限の相続分のことをいいます。

判例の言によれば、遺留分制度とは、「被相続人の財産処分の自由を制限し、相続人に被相続人の財産の一定割合の取得を保障するもの」（最高裁平成24年1月26日決定）という言い方になります。

その遺留分割合は、下記の表のとおりです。

遺留分・・・最低の相続分（法定相続分の1/2又は1/3）

配偶者，子（代襲者含む。）・・・1/2

直系尊属・・・直系尊属と配偶者が相続人・・・1/2

直系尊属のみが相続人・・・1/3

兄弟姉妹（代襲相続人である甥・姪）には、遺留分はありません。

2 遺留分の額と侵害額の算出方法

遺留分の額と遺留分の侵害額は、法律の規定に従い算出できますが、それを分かりやすく説いたのが次の判例です。

その計算過程は四つのStepに分けることができ、筆者が勝手に判例の文の中に（ここまでStep1）などと、四つの段階のあることを注記しています。

なお、Step1からStep3までが遺留分の算出式、Step4が遺留分侵害額の算出式になります。

最高裁平成8年11月26日判決

2 被相続人が相続開始の時に債務を有していた場合の遺留分の額は、民法1029条，1030条，1044条に従って、被相続人が相続開始の時に有していた財産全体の価額にその贈与した財産の価額を加え、その中から債務の全額を控除して遺留分算定の基礎となる財産額を確定し（ここまでStep1）、それに同法1028条所定の遺留分の割合を乗じ（ここまでStep2）、複数の遺留分権利者がいる場合は更に遺留分権利者それぞれの法定相続分の割合を乗じ、遺留分権利者がいわゆる特別受益財産を得ているときはその価額を控除して算定すべき（ここまでStep3）ものであり、遺留分の侵害額は、このようにして算定した遺留分の額から、遺留分権利者が相続によって得た財産がある場合はその額を控除し、同人が負担すべき相続債務がある場合はその額を加算して算定する（ここまでStep4）

ものである。

遺留分侵害額の計算までを段階で分けると次のようになります。

| | | | | | | | |
|---|------------------------------|---|--------------------------|---|---------------------|---|----------------------------|
| 1 | (a) 相続開始時の 財産全体の価 額 | + | (b) 贈与した財産の 価額 | - | (c) 債務の全額 | = | (d) 遺留分算定 の基礎財産 額 |
| 2 | (d) 遺留分算定の 基礎財産額 | × | (e) 遺留分割合 | | | = | (f) 総体的遺留 分の額 |
| 3 | (f) 総体的遺留分 の額 | × | (g) 法定相続分割合 | - | (h) 特別受益財 産の額 | = | (i) 遺留分の額 |
| 4 | (i) 遺留分の額 | - | (j) 相続によって得 た財産の価額 | + | (k) 負担する債 務の額 | = | (l) 遺留分侵害 額 |

(a) から (h) までの計算要素の解説

(a) 相続開始時の財産全体の価額

「相続開始時の財産」というのは、遺言者（被相続人）が亡くなった時に存在していた財産、すなわち「遺産」のことです。

この中には、遺言者が、遺言書で相続人に「相続させた」財産や相続人以外の者へ「遺贈」した財産も含まれます。

すなわち、「遺産」は、次のように分類することができるのです。

| 相続開始時の財産（遺産） | |
|------------------------|------------------|
| 遺言によって取得者 が決まっている財産 | 遺産分割の対象に なる財産 |

「相続開始時の財産全体の価額」というのは、相続開始時の財産を金銭で評価した場合の評価額をいいます。

なお、この場合の財産の評価時点は、相続開始時になります。

評価の困難な資産の評価について

なお民法1029条2項は「条件付きの権利又は存続期間の不確定な権利は、家庭裁判所が選任した鑑定人の評価に従って、その価格を定める。」という規定を置いていますので、評価の困難な資産で、相続人間で評価額の合意ができない場合は、この手続によって価額が決められます。

(b) 贈与した財産の価額

「贈与した財産」というのは、遺言者（被相続人）が生前に贈与していた財産のことですが、この場合の「贈与」は、相続人に対する贈与に限られず、相続人以外の者への贈与も含まれます（理由は後述）。

「贈与した財産の価額」も、相続開始時の価額を意味します。

その理は、下記判例の説くところです。

最高裁昭和51年3月18日判決

被相続人が相続人に対しその生計の資本として贈与した財産の価額をいわゆる特別受益として遺留分算定の基礎となる財産に加える場合に、右贈与財産が金銭であるときは、その贈与の時の金額を相続開始の時の貨幣価値に換算した価額をもつて評価すべきものと解するのが、相当である。ただし、このように解しなければ、遺留分の算定にあたり、相続分の前渡としての意義を有する特別受益の価額を相続財産の価額に加算することにより、共同相続人相互の衡平を維持することを目的とする特別受益持戻の制度の趣旨を没却することとなるばかりでなく、かつ、右のように解しても、取引における一般的な支払手段としての金銭の性質、機能を損う結果をもたらすものではないからである。

(c) 債務の全額

遺言者（被相続人）に債務がある場合は、債務の全額が、遺留分算定の基礎財産額から控除されます。それは、遺留分が、遺言者が残した純資産（実質的な財産）の価額に対する一定の割合を保障する制度だからです。

資産がいくら多くあっても、債務の額がそれ以上ある場合は、純資産はゼロですから、そのような場合には遺留分を認めるべきでないのです。

なお、相続税の考えも同じです。

すなわち、相続税法13条は、「・・・当該相続又は遺贈により取得した財産については、課税価格に算入すべき価額は、当該財産の価額から次に掲げるものの金額のうちその者の負担に属する部分の金額を控除した金額による。

一 被相続人の債務で相続開始の際現に存するもの・・・

二 略」

と規定しているのです。

「保証債務」は、特段の事情なくして「債務」とされない

遺留分の額及び遺留分侵害額算出要素である「債務」には、保証債務（連帯保証債務を含む）は、原則として含まれません。

一般的には、下記裁判例のような見解がとられています。

なお、この理は、相続税法の場合も、採用されています。

東京高裁平成8年11月7日判決

保証債務（連帯保証債務を含む）は、保証人において将来現実にその債務を履行するか否か不確実であるばかりでなく、保証人が複数存在する場合もあり、その場合は履行の額も主たる債務の額と同額であるとは限らず、仮に将来その債務を履行した場合であっても、その履行による出捐は、法律上は主たる債務者に対する求償権の行使によって返還を受けうるものであるから、主たる債務者が弁済不能の状態にあるため保証人がその債務を履行しなければならず、かつ、その履行による出捐を主たる債務者に求償しても返還を受けられる見込みがないような特段の事情が存在する場合でない限り、民法1029条所定の「債務」に含まれないものと解するのが相当である。

（d）遺留分算定の基礎財産額

（d）の遺留分算定の基礎財産額とは、（a）＋（b）－（c）の計算によって算出された金額をいいます。

なお、民法1029条1項は「遺留分は、被相続人が相続開始の時ににおいて有した財産の価額にその贈与した財産の価額を加えた額から債務の全額を控除して、これを算定する。」と規定していますが、この規定が、遺留分侵害額の計算式のStep1になるのです。

（e）遺留分割合

これは、第1項に解説しましたが、民法1028条により、

遺留分・・・最低の相続分（法定相続分の1/2又は1/3）

配偶者、子（代襲者含む）・・・1/2

直系尊属・・・直系尊属と配偶者が相続人・・・1/2

直系尊属のみが相続人・・・1/3

になります。

(f) 総体的遺留分の額

ここで「総体的遺留分の額」というのは、全遺留分権利者の遺留分の額の合計額の意味です。

なお、この用語は、法令用語ではありません。講学上の用語です。要は、説明の便宜のために具体的な意味を定めて作られ、用いられる言葉です。

(g) 法定相続分(割合)

ここからは、遺留分権利者ごとの計算になります。

ですから、ここでいう「法定相続分」というのは、自分の遺留分が侵害されたと思う遺留分権利者だけが計算することになります。

遺留分権利者であっても、遺留分の侵害を受けていないと思う人は、この段階以降の計算は必要ないことになるのです。

(h) 特別受益財産の額

これは遺留分権利者が受けた特別受益の合計額を意味します。

なお、ここでいう「特別受益」の意味は、第一章で解説した遺産分割の際の具体的相続分計算過程に出てきた「特別受益」と同じ意味です。すなわち、「遺贈」と「贈与」のことです。

そして「遺贈」というのは、具体的相続分の算出要素である「遺贈」と同じく、遺言による遺産の処分行為を意味していますので、民法964条の遺贈だけでなく、908条の「遺産分割方法の指定」(最高裁平成11年12月16日判決)も902条の「相続分の指定」(最高裁平成24年1月26日判決)も含まれます。

ただ、同じ特別受益という言葉が使われても、目的の違いから、具体的相続分を算出する場合の特別受益と、遺留分の額を算出する場合の特別受益は、遺贈、贈与とも範囲が異なります。

このうち重要な点は次のとおりです。

ア) 持戻し免除の対象になった特別受益も含まれる

具体的相続分を算出するための特別受益は、それを持戻し計算するためです。被相続人が持戻し免除の意思表示をしている特別受益は、具体的相続分の計算要素にはなりません。

しかしながら、遺留分の額を計算する場合は、持戻しの対象になる贈与も、

含まれます。次の判例がそのことを明らかにしています。

最高裁平成24年1月26日決定

遺留分制度の趣旨等に鑑みれば、被相続人が、特別受益に当たる贈与につき、当該贈与に係る財産の価額を相続財産に算入することを要しない旨の意思表示（以下「持戻し免除の意思表示」という。）をしていた場合であつても、上記価額は遺留分算定の基礎となる財産額に算入されるものと解される。

イ) 贈与の時間的範囲

贈与の時間的範囲については、相続人への贈与と相続人以外の者への贈与とで違いがあります。

民法1030条は、下記のように、贈与は原則として相続開始前の1年間にしたものに限りと規定しています。

しかしながら、具体的相続分を算出する場合の贈与には時間的な制限がないのに、遺留分の額を算出する場合には時間的制限を設けるとするのは、^{ひょうそく}平仄が合いません。

(贈与)

第1030条 贈与は、相続開始前の1年間にしたものに限り、前条の規定によりその価額を算入する。当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知って贈与をしたときは、1年前の日より前にしたものについても、同様とする。

そのため、判例は次のような理を述べて、相続人に対する贈与は、この期間制限はないものと判示しています。

最高裁平成10年3月24日判決

民法903条1項の定める相続人に対する贈与は、右贈与が相続開始よりも相当以前にされたものであつて、その後の時の経過に伴う社会経済事情や相続人など関係人の個人的事情の変化をも考慮するとき、減殺請求を認めることが右相続人に酷であるなどの特段の事情のない限り、民法1030条の定める要件を満たさないものであつても、遺留分減殺の対象となるものと解するのが相当である。

けだし、民法903条1項の定める相続人に対する贈与は、すべて民法1044条、903条の規定により遺留分算定の基礎となる財産に含まれるところ、右贈与のうち民法1030条の定める要件を満たさないものが遺留分減殺の対象とならないとすると、遺留分を侵害された相続人が存在するにもかかわらず、減殺の対象となるべき遺贈、贈与がないために右の者が遺留分相当額を確保できないことが

起こり得るが、このことは遺留分制度の趣旨を没却するものというべきであるからである。

これら特別受益の違いを表にしますと、次のようになります。

| 特別受益 | | |
|-----------|---|---|
| | ア) 具体的相続分算出要素 | イ) 遺留分算出要素 |
| (1) 贈与 | 相続人への「婚姻若しくは養子縁組のため若しくは生計の資本として贈与」に限られ(民903), かつ, 持戻し免除の対象になっていないもの | i) 相続人へのすべての贈与。持戻し免除の対象になっているものを含む(判例)。 相続人への贈与は期間の制限はない(判例) ii) 相続人以外の者への贈与も含まれる。ただし, 相続人以外の者への贈与は原則として相続開始前1年間のもの(民1030)。 |
| (2) 遺贈 | 相続人への遺贈に限られ, かつ, 持戻し免除の対象になっていないもの | i) 相続人及び相続分以外の者への遺贈を含む。 ii) 相続人に対する遺贈は持戻し免除の対象になっているものも含まれる。 |